

令和2年度北海道一般会計補正予算（第12号）

令和2年度北海道一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189,111,481千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,733,646,446千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道	税	611,555,592	△ 22,255,902	589,299,690
	1 道 民 税	158,722,274	△ 602,000	158,120,274
	2 事 業 税	131,122,540	△ 10,178,902	120,943,638
	3 地 方 消 費 税	156,362,640	△ 7,570,000	148,792,640
	4 不 動 産 取 得 税	16,181,551	△ 484,000	15,697,551
	5 道 た ば こ 税	7,301,471	△ 542,000	6,759,471
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,536,061	△ 228,000	1,308,061
	7 軽 油 引 取 税	56,756,699	△ 999,000	55,757,699
	8 自 動 車 税	81,402,890	△ 1,711,000	79,691,890
	10 道 固 定 資 産 税	372,269	28,000	400,269
	13 循 環 資 源 利 用 促 進 税	818,477	31,000	849,477
2	地方消費税清算金	262,447,830	△ 19,555,067	242,892,763

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方消費税清算金	262,447,830	△ 19,555,067	242,892,763
3 地方譲与税		106,146,000	△ 17,052,000	89,094,000
	1 特別法人事業譲与税	92,749,000	△ 16,114,000	76,635,000
	2 地方揮発油譲与税	11,752,000	△ 685,000	11,067,000
	3 石油ガス譲与税	546,000	△ 117,000	429,000
	4 自動車重量譲与税	451,000	9,000	460,000
	6 航空機燃料譲与税	188,000	△ 145,000	43,000
4 地方特例交付金		2,258,000	402,158	2,660,158
	1 地方特例交付金	2,258,000	402,158	2,660,158
5 地方交付税		609,000,000	6,660,482	615,660,482
	1 地方交付税	609,000,000	6,660,482	615,660,482
6 交通安全対策特別交付金		1,147,000	△ 20,000	1,127,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,147,000	△ 20,000	1,127,000
7 分担金及び負担金		25,688,417	△ 2,688,004	23,000,413

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 分 担 金	5,475,416	△ 102,051	5,373,365
	2 負 担 金	20,213,001	△ 2,585,953	17,627,048
8 使用料及び手数料		24,083,935	△ 620,652	23,463,283
	1 使 用 料	14,034,830	△ 335,474	13,699,356
	3 証 紙 収 入	9,741,757	△ 285,178	9,456,579
9 国庫支出金		786,449,757	△ 46,613,245	739,836,512
	1 国庫負担金	98,973,323	△ 1,726,685	97,246,638
	2 国庫補助金	679,012,316	△ 42,615,222	636,397,094
	3 委 託 金	8,464,118	△ 2,271,338	6,192,780
10 財産収入		6,535,981	△ 1,074,808	5,461,173
	1 財産運用収入	3,390,738	△ 30,670	3,360,068
	2 財産売払収入	3,145,243	△ 1,044,138	2,101,105
11 寄 附 金		1,454,447	60,159	1,514,606
	1 寄 附 金	1,454,447	60,159	1,514,606

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		23,987,474	△ 2,397,111	21,590,363
	1 特別会計繰入金	6,667,377	△ 14,563	6,652,814
	2 基金繰入金	17,320,097	△ 2,382,548	14,937,549
13 諸収入		704,745,200	△ 113,402,276	591,342,924
	1 延滞金、加算金及び過料等	936,105	△ 112,325	823,780
	2 預金利子	4,096	1,361	5,457
	3 貸付金収入	686,637,242	△ 110,497,071	576,140,171
	4 受託事業収入	3,167,342	△ 1,292,751	1,874,591
	5 収益事業収入	7,668,786	△ 1,312,969	6,355,817
	6 雑収入	6,331,629	△ 188,521	6,143,108
14 道債		749,156,400	28,062,398	777,218,798
	1 道債	749,156,400	28,062,398	777,218,798
15 繰越金		8,101,894	1,382,387	9,484,281
	1 繰越金	8,101,894	1,382,387	9,484,281

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳	入	3,922,757,927	△ 189,111,481	3,733,646,446
	合			
	計			

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,417,571	△ 134,589	3,282,982
	1 議 会 費	3,417,571	△ 134,589	3,282,982
2 総 務 費		301,472,116	△ 9,107,093	292,365,023
	1 総 務 管 理 費	94,766,612	3,691,333	98,457,945
	2 徴 税 費	165,825,869	△ 9,054,180	156,771,689
	3 学 事 宗 務 費	33,114,164	△ 3,195,424	29,918,740
	4 防 災 費	2,689,250	△ 94,723	2,594,527
	5 原子力安全対策費	2,028,489	△ 368,062	1,660,427
	6 危 機 管 理 費	7,079	△ 1,694	5,385
	7 領 土 復 帰 対 策 費	849,687	△ 46,624	803,063
	8 会 計 管 理 費	1,050,901	△ 13,700	1,037,201
	9 選 挙 費	179,661	24,600	204,261
10 人 事 委 員 会 費	327,012	△ 56,690	270,322	

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 監査委員費	633,392	8,071	641,463
3 総合政策費		83,621,390	△ 7,901,963	75,719,427
	1 総合政策管理費	4,040,369	△ 292,127	3,748,242
	2 空港運営戦略推進費	64,586	△ 4,400	60,186
	3 政策費	16,926,799	△ 1,977,257	14,949,542
	4 国際交流費	384,282	△ 47,922	336,360
	5 情報統計費	12,864,017	△ 43,538	12,820,479
	6 地域創生費	2,063,442	△ 144,218	1,919,224
	7 地域振興費	8,651,845	△ 810,709	7,841,136
	8 交通政策費	32,061,850	△ 3,273,735	28,788,115
	9 航空費	6,564,200	△ 1,308,057	5,256,143
4 環境生活費		12,958,797	△ 1,097,654	11,861,143
	1 環境生活管理費	2,367,289	△ 14,900	2,352,389
	2 環境政策費	2,333,691	△ 188,239	2,145,452

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 循環型社会推進費	558,145	△ 5,800	552,345
	4 気候変動対策費	2,016,187	△ 635,138	1,381,049
	5 生物多様性保全費	1,409,711	△ 130,469	1,279,242
	6 道民生活費	480,622	△ 5,749	474,873
	7 消費者安全費	404,758	△ 34,315	370,443
	8 文化振興費	1,143,835	△ 70,549	1,073,286
	11 アイヌ政策費	620,221	△ 12,495	607,726
5 保健福祉費		674,724,179	△ 13,980,938	660,743,241
	1 保健福祉管理費	25,060,128	△ 16,496	25,043,632
	2 地域医療費	10,853,450	△ 522,610	10,330,840
	3 医務薬務費	2,944,183	△ 413,813	2,530,370
	4 地域保健費	195,530,281	△ 1,973,268	193,557,013
	5 国保医療費	111,337,529	△ 3,210,946	108,126,583
	6 食品衛生費	795,641	△ 59,608	736,033

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 地域福祉費	59,961,385	△ 928,296	59,033,089
	8 施設運営指導費	42,282,760	△ 1,217,435	41,065,325
	9 障がい者保健福祉費	72,953,453	△ 1,880,033	71,073,420
	10 高齢者保健福祉費	78,647,644	△ 459,069	78,188,575
	11 子ども子育て支援費	73,655,625	△ 3,299,364	70,356,261
6 経 済 費		744,530,597	△ 121,559,639	622,970,958
	1 経 済 管 理 費	4,055,992	△ 11,269	4,044,723
	2 経 済 企 画 費	13,111,717	△ 2,842	13,108,875
	3 食 関 連 産 業 費	1,276,287	△ 551	1,275,736
	4 観 光 費	9,711,847	△ 568,986	9,142,861
	5 中 小 企 業 費	687,926,209	△ 119,742,761	568,183,448
	6 国 際 経 済 費	108,706	△ 4,682	104,024
	7 産 業 振 興 費	16,452,372	768,448	17,220,820
	8 環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 費	5,917,536	△ 594,354	5,323,182

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 科学技術振興費	342,300	△ 64	342,236
	10 雇用労政費	981,139	△ 997	980,142
	11 人材育成費	4,221,538	△ 1,370,043	2,851,495
	12 労働委員会費	424,954	△ 31,538	393,416
7 農政費		214,064,067	△ 22,778,531	191,285,536
	1 農政管理費	11,919,110	△ 2,243,005	9,676,105
	2 食品政策費	7,402,872	△ 2,247,418	5,155,454
	3 農産振興費	18,715,015	△ 4,313,102	14,401,913
	4 畜産振興費	18,479,073	△ 4,831,341	13,647,732
	5 技術普及費	2,601,898	△ 983,425	1,618,473
	6 農業経営費	9,918,290	△ 4,396,286	5,522,004
	7 農地調整費	1,742,298	△ 202,549	1,539,749
	8 農村設計費	17,310,140	△ 1,060,144	16,249,996
	9 農業農村整備事業費	106,553,925	△ 2,264,952	104,288,973

款	項	補正前の額	補正額	計
	10 農業施設管理費	19,370,536	△ 224,409	19,146,127
	11 農村計画費	50,910	△ 11,900	39,010
8 水産林務費		95,828,487	△ 4,009,501	91,818,986
	1 水産林務管理費	8,378,386	△ 958,325	7,420,061
	2 水産経営費	4,867,631	△ 836,168	4,031,463
	3 水産振興費	131,114	△ 10,395	120,719
	4 漁港漁村費	36,072,198	△ 259,754	35,812,444
	5 漁業管理費	2,496,635	△ 248,680	2,247,955
	6 林業木材費	6,164,822	△ 1,188,433	4,976,389
	7 森林計画費	928,394	△ 102,487	825,907
	8 森林整備費	16,221,364	△ 387,975	15,833,389
	9 治山費	15,713,320	△ 3,750	15,709,570
	10 森林活用費	264,916	△ 11,522	253,394
	11 道有林費	4,589,707	△ 2,012	4,587,695

款	項	補正前の額	補正額	計
9 建設費		342,863,958	△ 5,441,476	337,422,482
	1 建設管理費	47,126,224	△ 1,413,285	45,712,939
	2 維持管理防災費	12,005,190	△ 2,548	12,002,642
	3 道路橋りょう費	144,245,488	△ 767,582	143,477,906
	4 河川費	81,138,436	△ 1,622,931	79,515,505
	5 砂防海岸費	37,209,762	24,884	37,234,646
	6 まちづくり推進費	59,813	△ 7,060	52,753
	7 都市環境費	9,206,447	△ 803,591	8,402,856
	8 公園下水道費	6,049,610	△ 60,046	5,989,564
	9 建築指導費	983,368	△ 633,044	350,324
	10 住宅費	38,704	△ 9,150	29,554
10 警察費	11 営繕費	4,800,916	△ 147,123	4,653,793
		135,066,717	△ 894,204	134,172,513
	1 警察管理費	126,925,793	△ 772,611	126,153,182

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 警察活動費	3,535,002	△ 91,594	3,443,408
	3 交通安全施設費	4,605,922	△ 29,999	4,575,923
11 教育費		400,414,208	△ 1,716,248	398,697,960
	1 教育総務費	24,175,016	△ 402,487	23,772,529
	2 小学校費	133,188,974	△ 282,915	132,906,059
	3 中学校費	82,261,438	△ 373,364	81,888,074
	4 高等学校費	101,176,581	903,450	102,080,031
	5 特別支援学校費	53,870,659	△ 483,734	53,386,925
	6 学校教育費	3,018,410	△ 980,466	2,037,944
	7 社会教育費	1,828,556	△ 36,113	1,792,443
	8 保健体育費	894,574	△ 60,619	833,955
12 災害復旧費		10,222,889	△ 1,258,447	8,964,442
	2 水産林業施設 災害復旧費	2,375,240	△ 856,147	1,519,093
	3 土木施設災害復旧費	7,417,429	△ 402,300	7,015,129

款	項	補正前の額	補正額	計
13 公債費		718,714,481	△ 110,916	718,603,565
	1 公債費	718,714,481	△ 110,916	718,603,565
14 諸支出金		184,658,470	879,718	185,538,188
	1 繰出金	31,801,567	△ 134,485	31,667,082
	2 諸費	152,856,903	1,014,203	153,871,106
歳出合計		3,922,757,927	△ 189,111,481	3,733,646,446

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	—	—	庁舎等維持営繕費	540,826
	2 徴税費	徴税事務 機械処理費	51,531	徴税事務 機械処理費	85,026
	4 防災費	—	—	総合防災体制 整備費	337,080
	7 領土復帰 対策費	—	—	北方領土返還要求 運動費	13,403
3 総合政策費	3 政策費	総合研究機構 運営支援費	93,102	総合研究機構 運営支援費	345,499
	5 情報統計費	情報システム 推進費	3,367,523	情報システム 推進費	4,575,334
		—	—	情報通信格差対策 事業費補助金	201,531
	8 交通政策費	交通対策調整費	1,107,000	交通対策調整費	1,117,593
		—	—	北海道新幹線鉄道 整備事業費負担金	10,467,529
	9 航空費	—	—	新千歳空港国際 拠点空港化推進費	177,501
—		—	空港公共事業費	82,000	
4 環境生活費	5 生物多様性 保全費	自然公園等整備費	657,083	自然公園等整備費	677,865
5 保健福祉費	4 地域保健費	感染症対策事業費	138,988	感染症対策事業費	565,645

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	8 施設運営 指導費	社会福祉施設 整備事業費	1,274,532	社会福祉施設 整備事業費	3,150,122
	10 高齢者保健 福祉費	—	—	高齢者計画推進費	318,296
		—	—	介護保険運営費	69,848
6 経 済 費	2 経済企画費	—	—	感染防止対策協力 支援金支給事業費 補助金	1,225,039
	5 中小企業費	—	—	中小企業支援 対策費	63,460
7 農 政 費	1 農政管理費	公共事業事務費	1,582,747	公共事業事務費	1,860,000
	3 農産振興費	農業生産総合対策 事業費	5,060,000	農業生産総合対策 事業費	6,156,742
	6 農業経営費	強い農業づくり 事業費	900,000	強い農業づくり 事業費	1,235,625
	9 農業農村 整備事業費	道営土地改良 事業費	46,411,258	道営土地改良 事業費	52,456,240
		—	—	団体営土地改良 事業費	297,730
		道営農用地造成 事業費	2,520,000	道営農用地造成 事業費	3,816,393
		団体営農用地造成 事業費	320,000	団体営農用地造成 事業費	367,557
		道営農地防災 事業費	555,500	道営農地防災 事業費	1,724,756
—		—	道営農道整備 事業費	359,909	

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		道営農村総合整備事業費	136,364	道営農村総合整備事業費	407,030
		—	—	団体営農村総合整備事業費	74,848
8 水産林務費	1 水産林務管理費	公共事業事務費	532,683	公共事業事務費	571,858
		—	—	補助事業事務費	12,981
	2 水産経営費	水産業振興構造改善事業費	191,768	水産業振興構造改善事業費	504,728
	4 漁港漁村費	水産物供給基盤整備事業費	8,410,000	水産物供給基盤整備事業費	11,026,023
		—	—	漁港漁村活性化対策事業費	407,350
		—	—	漁港海岸保全事業費	541,530
	5 漁業管理費	—	—	国際漁業総合対策事業費	127,644
		—	—	漁業取締対策事業費	980,000
	6 林業木材費	—	—	北の森づくり専門学院管理費	40,028
	7 森林計画費	—	—	森林整備等支援事業費	49,900
	8 森林整備費	森林環境保全整備事業費	5,367,669	森林環境保全整備事業費	5,380,419
		—	—	造林推進事業費	27,248

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	9 治 山 費	治 山 事 業 費	4,396,364	治 山 事 業 費	5,096,364
	11 道有林費	公 共 事 業 費	1,683,000	公 共 事 業 費	1,701,000
9 建 設 費	1 建設管理費	公 共 事 業 事 務 費	992,367	公 共 事 業 事 務 費	1,303,915
		補 助 事 業 事 務 費	2,700	補 助 事 業 事 務 費	28,504
		単 独 事 業 事 務 費	71,700	単 独 事 業 事 務 費	191,568
	3 道 路 橋 りょう 費	道 路 公 共 事 業 費	22,334,000	道 路 公 共 事 業 費	25,483,564
		道 路 特 別 対 策 事 業 費	9,100,960	道 路 特 別 対 策 事 業 費	9,593,960
		地 域 活 力 基 盤 整 備 事 業 費	14,132,040	地 域 活 力 基 盤 整 備 事 業 費	14,871,540
		—	—	道 路 公 共 事 業 調 査 費	12,000
	4 河 川 費	河 川 公 共 事 業 費	17,565,000	河 川 公 共 事 業 費	24,193,000
		災 害 関 係 受 託 工 事 費	468,000	災 害 関 係 受 託 工 事 費	489,500
		ダ ム 公 共 事 業 費	847,094	ダ ム 公 共 事 業 費	1,125,919
		—	—	ダ ム 負 担 工 事 費	50,002
	5 砂 防 海 岸 費	砂 防 公 共 事 業 費	8,895,000	砂 防 公 共 事 業 費	10,633,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	砂防特別対策事業費	13,580
		災害関連事業費	2,819,556	災害関連事業費	3,135,702
		海岸公共事業費	2,973,000	海岸公共事業費	4,751,000
	7 都市環境費	街路公共事業費	1,210,000	街路公共事業費	2,586,700
		街路特別対策事業費	189,920	街路特別対策事業費	369,950
		地域活力基盤整備事業費	284,880	地域活力基盤整備事業費	554,880
	8 公園下水道費	—	—	公園公共事業費	400,000
		—	—	公共下水道公共事業費	117,000
		—	—	流域下水道公共事業費	1,098,000
10 警察費	1 警察管理費	—	—	庁舎公宅等営繕費	639,048
11 教育費	1 教育総務費	事務局運営費	96,094	事務局運営費	294,091
	4 高等学校費	高等学校設備整備費	2,967,009	高等学校設備整備費	4,339,321
	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備費	119,850	特別支援学校施設整備費	678,295
12 災害復旧費	2 水産林業施設災害復旧費	—	—	漁港災害復旧事業費	65,975

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	林道災害復旧 事業費	396,210
		—	—	緊急治山事業費	46,775
		—	—	治山施設災害復旧 事業費	188,758
	3 土木施設 災害復旧費	土木災害復旧 事業費	4,889,661	土木災害復旧 事業費	5,892,134

第 3 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
昭和50年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成28年度から令和2年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 29,479千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	令和3年度から令和7年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 29,489千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和55年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成28年度から令和2年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 12,566千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	令和3年度から令和7年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 12,571千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和60年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成28年度から令和2年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 18,622千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用	令和3年度から令和7年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 18,629千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成2年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成28年度から令和2年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,478千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	令和3年度から令和7年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,483千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成7年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成28年度から令和2年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,089千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	令和3年度から令和7年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,093千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
令和2年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う道単独事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	令和2年度から令和3年度まで	元金について 18,486,000千円 利子について 元金に対する利子相当額の合計額

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和2年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う公社自主事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	令和2年度から令和3年度まで	元金について 10,541,000千円 利子について 元金に対する 利子相当額 の合計額
令和2年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（1年債）に関する債務負担行為	—	—	令和3年度から令和4年度まで	元金について 32,800,000千円 利子について 元金に対する 利子相当額 の合計額

第 4 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整備費	10,471,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	10,606,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	626,000	同 上	10%以内	同 上	502,000	同 上	10%以内	同 上
私立学校等 管理運営 対策費	114,000	同 上	10%以内	同 上	52,000	同 上	10%以内	同 上
財産管理費	312,000	同 上	10%以内	同 上	217,000	同 上	10%以内	同 上
消防力強化 対策費	12,000	同 上	10%以内	同 上	11,000	同 上	10%以内	同 上
消防学校施設 整備費	85,000	同 上	10%以内	同 上	78,000	同 上	10%以内	同 上
北海道特定 特別総合開発 事業推進費	591,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	37,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機構 整備費	1,011,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は	835,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
				知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。				知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線 鉄道整備 事業費	23,065,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	21,304,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄空港 整備費	1,635,000	同 上	10% 以内	同 上	923,000	同 上	10% 以内	同 上
保健所整備費	202,000	同 上	10% 以内	同 上	0	—	—	—
社会福祉 施設整備費	3,765,000	同 上	10% 以内	同 上	3,621,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
障がい者施設 整備費	3,223,000	同 上	10% 以内	同 上	3,116,000	同 上	10% 以内	同 上
土地改良 事業費	28,690,000	同 上	10% 以内	同 上	28,708,000	同 上	10% 以内	同 上
農用地造成 事業費	2,389,000	同 上	10% 以内	同 上	2,411,000	同 上	10% 以内	同 上
農地防災 事業費	1,748,000	同 上	10% 以内	同 上	1,618,000	同 上	10% 以内	同 上
農道等整備 事業費	673,000	同 上	10% 以内	同 上	670,000	同 上	10% 以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農道整備 特別対策 事業費	523,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	510,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農村総合整備 事業費	296,000	同 上	10%以内	同 上	331,000	同 上	10%以内	同 上
直轄土地改良 事業費	12,759,000	同 上	10%以内	同 上	12,699,000	同 上	10%以内	同 上
水産基盤 整備費	11,052,000	同 上	10%以内	同 上	11,022,000	同 上	10%以内	同 上
直轄特定 漁港漁場 整備事業費	5,662,000	同 上	10%以内	同 上	5,403,000	同 上	10%以内	同 上
漁港海岸 保全費	506,000	同 上	10%以内	同 上	504,000	同 上	10%以内	同 上
漁業取締船 整備費	1,128,000	同 上	10%以内	同 上	988,000	同 上	10%以内	同 上
林道事業費	457,000	同 上	10%以内	同 上	454,000	同 上	10%以内	同 上
治山事業費	7,970,000	同 上	10%以内	同 上	7,968,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設 整備特別対策 事業費	1,661,000	同 上	10%以内	同 上	1,659,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	6,465,400	同 上	10%以内 （ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還す	6,453,600	同 上	10%以内 （ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還す

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
			利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	ることができる。			利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	ることができる。
直轄道路事業費	26,509,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	26,242,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時道路整備特別対策事業費	32,970,000	同 上	10%以内	同 上	34,270,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川事業費	18,298,000	同 上	10%以内	同 上	18,535,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	21,819,000	同 上	10%以内	同 上	21,279,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備特別対策事業費	7,940,000	同 上	10%以内	同 上	8,234,000	同 上	10%以内	同 上
ダム建設費	929,000	同 上	10%以内	同 上	890,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防事業費	2,913,000	同 上	10%以内	同 上	2,988,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,226,000	同 上	10%以内	同 上	1,352,000	同 上	10%以内	同 上
災害関連事業費	1,367,000	同 上	10%以内	同 上	1,453,000	同 上	10%以内	同 上
街路事業費	2,825,000	同 上	10%以内	同 上	2,605,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時街路整備 特別対策 事業費	1,562,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,601,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等営繕費	3,505,000	同 上	10%以内	同 上	4,062,000	同 上	10%以内	同 上
警察施設 整備費	2,528,000	同 上	10%以内	同 上	2,710,000	同 上	10%以内	同 上
交通安全施設 整備費	1,361,000	同 上	10%以内	同 上	1,471,000	同 上	10%以内	同 上
高等学校 施設整備費	5,476,000	同 上	10%以内	同 上	5,644,000	同 上	10%以内	同 上
特別支援学校 施設整備費	2,324,000	同 上	10%以内	同 上	2,281,000	同 上	10%以内	同 上
耕地災害 復旧費	14,000	同 上	10%以内	同 上	15,000	同 上	10%以内	同 上
漁港災害 復旧費	135,000	同 上	10%以内	同 上	102,000	同 上	10%以内	同 上
林道災害 復旧費	1,000	同 上	10%以内	同 上	0	—	—	—
治山災害 復旧費	386,000	同 上	10%以内	同 上	161,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 木 災 害 復 旧 費	2,285,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,266,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨 時 財 政 対 策 債	83,000,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、 当該見 直し後 の利率)	同 上	79,133,198	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、 当該見 直し後 の利率)	同 上
減 収 補 填 債	—	—	—	—	28,532,000	同 上	10%以内	同 上
猶 予 特 例 債	—	—	—	—	6,000,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	749,156,400				777,218,798			

令和2年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和2年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,681,155千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ477,948,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		328,848	2,174	331,022
	1 財産運用収入	328,848	2,174	331,022
2 繰入金		479,301,163	△ 1,683,329	477,617,834
	1 一般会計繰入金	365,942,647	△ 1,685,495	364,257,152
	2 基金繰入金	113,358,516	2,166	113,360,682
歳入合計		479,630,011	△ 1,681,155	477,948,856

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		479,630,011	△ 1,681,155	477,948,856
	1 公 債 費	479,630,011	△ 1,681,155	477,948,856
歳 出 合 計		479,630,011	△ 1,681,155	477,948,856

令和2年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,809,471千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ498,647,776千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		150,251,008	△ 257	150,250,751
	1 負担金	150,251,008	△ 257	150,250,751
2 国庫支出金		137,985,293	5,193,779	143,179,072
	1 国庫負担金	96,064,748	△ 147,988	95,916,760
	2 国庫補助金	41,920,545	5,341,767	47,262,312
3 財産収入		755	1,542	2,297
	1 財産運用収入	755	1,542	2,297
4 繰入金		30,443,945	△ 149,494	30,294,451
	1 一般会計繰入金	30,443,945	△ 151,894	30,292,051
	2 基金繰入金	0	2,400	2,400
5 繰越金		220,000	1,416,513	1,636,513
	1 繰越金	220,000	1,416,513	1,636,513

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸 収 入		170,937,304	2,347,388	173,284,692
	2 雑 入	170,888,970	2,347,388	173,236,358
歳 入 合 計		489,838,305	8,809,471	498,647,776

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		489,592,924	7,531,809	497,124,733
	1 国民健康保険事業費	489,592,924	7,531,809	497,124,733
2 諸 支 出 金		245,381	1,277,662	1,523,043
	1 繰 出 金	25,381	59,423	84,804
	2 諸 費	220,000	1,218,239	1,438,239
歳 出 合 計		489,838,305	8,809,471	498,647,776

令和2年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ162,093千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,151,292千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		265,538	23,830	289,368
	1 一般会計繰入金	265,538	23,830	289,368
2 繰越金		212,495	△ 5,901	206,594
	1 繰越金	212,495	△ 5,901	206,594
3 諸収入		580,352	△ 180,022	400,330
	1 貸付金収入	529,147	△ 149,150	379,997
	2 雑入	51,205	△ 30,872	20,333
歳入合計		1,313,385	△ 162,093	1,151,292

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	中小企業近代化資金 貸付事業費	523,043	23,830	546,873	
	1 中小企業近代化資金 貸付事業費	523,043	23,830	546,873	
2	公 債 費	374,543	△ 112,524	262,019	
	1 公 債 費	374,543	△ 112,524	262,019	
3	諸 支 出 金	415,799	△ 73,399	342,400	
	1 繰 出 金	310,748	△ 66,201	244,547	
	2 諸 費	105,051	△ 7,198	97,853	
歳 出 合 計		1,313,385	△ 162,093	1,151,292	

令和2年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

令和2年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ790,643千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ985,003千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		136,046	413	136,459
	1 財産運用収入	46	413	459
3 諸収入		56,931	790,230	847,161
	1 一般会計借入金	56,931	790,230	847,161
歳入合計		194,360	790,643	985,003

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		194,360	790,643	985,003
	1 公 債 費	194,360	790,643	985,003
歳 出 合 計		194,360	790,643	985,003

令和2年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第1号）

令和2年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,207千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ348,865千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		141,347	△ 26,612	114,735
	1 財産運用収入	347	1,507	1,854
	2 財産売却収入	141,000	△ 28,119	112,881
3 諸収入		40,879	191,819	232,698
	1 一般会計借入金	40,879	191,819	232,698
歳入合計		183,658	165,207	348,865

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		183,658	165,207	348,865
	1 公 債 費	183,658	165,207	348,865
歳 出 合 計		183,658	165,207	348,865

令和2年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）

令和2年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,321千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ617,068千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		11,332	△ 6,041	5,291
	1 一般会計繰入金	11,332	△ 6,041	5,291
2 繰越金		29,050	△ 20,280	8,770
	1 繰越金	29,050	△ 20,280	8,770
歳入	合計	643,389	△ 26,321	617,068

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 就農支援資金 貸付等事業費		11,332	△ 6,041	5,291	
	1 就農支援資金 貸付等事業費	11,332	△ 6,041	5,291	
3 諸 支 出 金		239,680	△ 20,280	219,400	
	1 繰 出 金	211,192	△ 6,996	204,196	
	2 諸 費	28,488	△ 13,284	15,204	
歳 出 合 計		643,389	△ 26,321	617,068	

令和2年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,707千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,887,533千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,106,094	△ 138,872	4,967,222
	1 使用料	5,106,094	△ 138,872	4,967,222
2 国庫支出金		3,146,451	37,774	3,184,225
	1 国庫補助金	3,146,451	37,774	3,184,225
3 繰入金		1,040,442	△ 380	1,040,062
	1 一般会計繰入金	1,040,442	△ 380	1,040,062
4 繰越金		100	81,327	81,427
	1 繰越金	100	81,327	81,427
5 諸収入		1,887,653	16,444	1,904,097
	1 一般会計借入金	1,799,364	△ 754	1,798,610
	2 雑収入	88,289	17,198	105,487
6 道債		3,723,500	△ 13,000	3,710,500

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 道 債	3,723,500	△ 13,000	3,710,500
歳 入	合 計	14,904,240	△ 16,707	14,887,533

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		8,371,833	△ 14,089	8,357,744
	1 道営住宅事業費	8,371,833	△ 14,089	8,357,744
2 公 債 費		5,722,183	△ 2,203	5,719,980
	1 公 債 費	5,722,183	△ 2,203	5,719,980
3 諸 支 出 金		810,224	△ 415	809,809
	1 繰 出 金	810,214	△ 2,617	807,597
	2 諸 費	10	2,202	2,212
歳 出 合 計		14,904,240	△ 16,707	14,887,533

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 道営住宅 事業費	1 道営住宅 事業費	—	—	公共事業事務費	4,000
		公共事業費	360,000	公共事業費	1,534,800

第 3 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	3,687,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,674,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	3,723,500				3,710,500			

令和2年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,891,539千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸 収 入		43,891,539	1,000,000	44,891,539
	1 一般会計借入金	22,193,000	1,000,000	23,193,000
歳 入 合 計		43,891,539	1,000,000	44,891,539

		歳 出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	住宅供給公社事業 運営資金貸付事業費	22,193,000	1,000,000	23,193,000
	1 住宅供給公社事業 運営資金貸付事業費	22,193,000	1,000,000	23,193,000
歳 出 合 計		43,891,539	1,000,000	44,891,539

令和2年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第2号）

令和2年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,233,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,428,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,828	352	6,180
	1 手数料	5,828	352	6,180
2 財産収入		658	2,791	3,449
	1 財産運用収入	658	2,791	3,449
3 寄附金		46,000	△ 5,000	41,000
	1 寄附金	46,000	△ 5,000	41,000
4 諸収入		53,141,911	1,135,702	54,277,613
	1 収益事業収入	49,878,479	2,166,327	52,044,806
	2 雑収入	3,263,432	△ 1,030,625	2,232,807
5 繰越金		0	100,145	100,145
	1 繰越金	0	100,145	100,145
歳入	合計	53,194,397	1,233,990	54,428,387

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 馬 費		53,190,310	1,234,583	54,424,893
	1 競 馬 総 務 費	21,868	△ 3,241	18,627
	2 競 馬 開 催 費	53,168,442	1,237,824	54,406,266
2 諸 支 出 金		4,087	△ 593	3,494
	1 繰 出 金	4,087	△ 593	3,494
歳 出 合 計		53,194,397	1,233,990	54,428,387

令和2年度北海道公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度北海道公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度北海道公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	937,133千円	161千円	937,294千円
第2項 営業外収益	577,486千円	△ 1,119千円	576,367千円
第3項 特別利益	4,894千円	1,280千円	6,174千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,141,513千円	△ 3,474千円	1,138,039千円
第1項 営業費用	963,648千円	△ 2,409千円	961,239千円
第2項 営業外費用	177,865千円	△ 1,065千円	176,800千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,242千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額93,748千円」に、「当年度分損益勘定留保資金38,976千円」を「当年度分損益勘定留保資金40,851千円」に、「引継金100千円」を「引継金41,731千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	780,750千円	△ 43,506千円	737,244千円
第3項 他会計からの長期借入金	193,150千円	△ 43,506千円	149,644千円

（特例的収入及び支出）

第3条の2 予算第4条の2中「13,460千円」を「15,011千円」に、「387,732千円」を「248,673千円」に改める。

令和2年度北海道流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度北海道流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度北海道流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	4,606,258千円	△ 37,985千円	4,568,273千円
第1項 営業外収益	4,606,258千円	△ 37,985千円	4,568,273千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	4,824,153千円	△ 44,446千円	4,779,707千円
第1項 営業費用	4,533,811千円	7,857千円	4,541,668千円
第2項 営業外費用	262,731千円	△ 38,990千円	223,741千円
第3項 特別損失	27,611千円	△ 13,313千円	14,298千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中「当年度分損益勘定留保資金892,705千円」を「当年度分損益勘定留保資金891,772千円」に、「引継金100千円」を「引継金1,033千円」に改める。

（特例的収入及び支出）

第3条の2 予算第4条の2中「1,453,449千円」を「384,864千円」に改める。

令和2年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	289,982,400キロワット時	2,325,000キロワット時	292,307,400キロワット時
(2) 主要な建設改良事業 清水沢発電所 改修事業	4,012,476千円	△ 4,827千円	4,007,649千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	5,055,198千円	57,163千円	5,112,361千円
第1項 営業収益	4,911,713千円	41,889千円	4,953,602千円
第2項 財務収益	2,070千円	△ 660千円	1,410千円
第3項 営業外収益	141,415千円	15,934千円	157,349千円
支 出			
第1款 電気事業費用	2,707,791千円	16,022千円	2,723,813千円
第1項 営業費用	2,571,088千円	△ 96,494千円	2,474,594千円
第2項 財務費用	96,634千円	△ 5,900千円	90,734千円
第3項 営業外費用	35,395千円	85,744千円	121,139千円
第4項 特別損失	4,674千円	32,672千円	37,346千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,370,279千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,316,038千円」に、「減債積立金790,331千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金1,230,722千円及び当年度資本的収支調整額349,226千円」を「過年度分損益勘定留保資金35,438千円、減債積立金773,442千円、再生可能エネルギー利用推進積立金1,161,142千円及び当年度資本的収

支調整額346,016千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	3,916,737千円	△ 1,000千円	3,915,737千円
第3項 長期貸付金償還金	16,200千円	△ 1,000千円	15,200千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	6,287,016千円	△ 55,241千円	6,231,775千円
第1項 建設改良費	4,443,192千円	△ 38,352千円	4,404,840千円
第2項 企業債償還金	790,331千円	△ 16,889千円	773,442千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中「(1)職員給与費732,646千円」を「(1)職員給与費676,884千円」に改める。

令和2年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給水事業所数	75箇所	1箇所	76箇所
(2) 年間総給水量	87,747,728立方メートル	2,503,263立方メートル	90,250,991立方メートル
(3) 一日平均給水量	241,065立方メートル	6,877立方メートル	247,942立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
室蘭地区工業用水道改修事業	209,986千円	16,390千円	226,376千円
苫小牧地区工業用水道改修事業	965,102千円	△ 16,911千円	948,191千円
石狩湾新港地域工業用水道改修事業	30,000千円	△ 8,228千円	21,772千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「長期借入金を一
般会計から87,820千円」を、「長期借入金を一般会計から68,895千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,167,740千円	219,976千円	2,387,716千円
第1項 営業収益	1,905,508千円	64,702千円	1,970,210千円
第2項 営業外収益	262,232千円	155,274千円	417,506千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,142,154千円	65,996千円	2,208,150千円
第1項 営業費用	2,010,071千円	△ 39,629千円	1,970,442千円
第2項 営業外費用	132,076千円	105,625千円	237,701千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額992,744千円」を「資本的収入額が資
本的支出額に対し不足する額976,315千円」に、「過年度分損益勘定留保資金326,780千円、当年度分損益

勘定留保資金546,452千円及び当年度資本的収支調整額119,512千円」を「過年度分損益勘定留保資金304,278千円、当年度分損益勘定留保資金555,982千円及び当年度資本的収支調整額116,055千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,494,619千円	△ 10,108千円	1,484,511千円
第1項 企業債	874,000千円	△ 8,000千円	866,000千円
第3項 他会計からの出資金	148,803千円	1,466千円	150,269千円
第4項 他会計からの長期借入金	50,946千円	△ 3,574千円	47,372千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,487,363千円	△ 26,537千円	2,460,826千円
第1項 建設改良費	1,417,502千円	△ 22,008千円	1,395,494千円
第2項 企業債償還金	1,002,790千円	△ 3,529千円	999,261千円
第3項 長期借入償還金	67,071千円	△ 1,000千円	66,071千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
石狩湾新港 地域工業用 水道改修事業	千円 27,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 19,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費337,482千円」を「(1)職員給与費317,222千円」に改める。

令和2年度北海道病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度北海道病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（3）年間取扱延患者数			
入 院	137,863人	△ 28,916人	108,947人
外 来	234,022人	△ 35,619人	198,403人
（4）一日平均患者数			
入 院	378人	△ 80人	298人
外 来	963人	△ 140人	823人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業資金に充てるため、企業債528,000千円を借り入れる。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	16,617,550千円	△ 1,357,207千円	15,260,343千円
第1項 医業収益	7,465,701千円	△ 1,250,918千円	6,214,783千円
第2項 医業外収益	9,134,020千円	△ 99,694千円	9,034,326千円
第3項 特別利益	17,829千円	△ 6,595千円	11,234千円
支 出			
第1款 病院事業費用	16,916,796千円	△ 867,999千円	16,048,797千円
第1項 医業費用	14,461,165千円	△ 799,050千円	13,662,115千円
第2項 医業外費用	2,379,860千円	△ 53,097千円	2,326,763千円
第3項 特別損失	75,771千円	△ 15,852千円	59,919千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額551,978千円」を「資本的収入額が資

本的支出額に対し不足する額545,166千円」に、「当年度分損益勘定留保資金551,978千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,775千円及び当年度分損益勘定留保資金543,391千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	1,948,906千円	185,821千円	2,134,727千円
第1項 企 業 債	986,000千円	△ 59,000千円	927,000千円
第2項 補 助 金	350千円	88,758千円	89,108千円
第3項 他 会 計 負 担 金	962,556千円	156,063千円	1,118,619千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	2,500,884千円	179,009千円	2,679,893千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,488,555千円	179,009千円	1,667,564千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表中の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病院建設事業	千円 986,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 927,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
特別減収対策 企 業 債	—	—	—	—	528,000	同 上	10%以内	同 上

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費8,643,183千円」を「(1)職員給与費8,207,282千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「1,516,971千円」を「1,442,812千円」に改める。